

北上市告示甲第78号

北上市障害者等日中一時支援事業費補助金交付要綱（平成18年北上市告示第112号）の一部を次のように改正し、令和4年8月1日から適用する。

令和4年9月1日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p>(補助金の額)</p> <p>第3 補助金の額は、利用者が利用した所要時間に応じ、別表第1に定める補助基準額に別表第3に定める補助割合を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、利用者のうち重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者が<u>医療機関である指定短期入所事業所</u>が実施する日中一時支援事業を利用した場合においては、別表第2に定める補助基準額に別表第3に定める補助割合を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第3 補助金の額は、利用者が利用した所要時間に応じ、別表第1に定める補助基準額に別表第3に定める補助割合を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、利用者のうち重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者が、<u>次に掲げる事業所</u>が実施する日中一時支援事業を利用した場合においては、別表第2に定める補助基準額に別表第3に定める補助割合を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>(1) <u>指定短期入所事業所（医療機関に限る。）</u></p> <p>(2) <u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p>(3) <u>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働</u></p>

省告示第122号) 別表第1の1のハ又は第3の1のハに該
当する通所支援を行う事業所

備考 改正部分は、下線の部分である。